

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷三丁目7番13号

氏名 寺本環境株式会社
代表取締役 寺本 治彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

呉市長 小村 和年



許可の年月日 平成25年6月14日

許可の有効年月日 平成30年6月13日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え及び保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類

- ・燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）
- ・汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）
- ・廃油
- ・廃プラスチック類（原プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず（原プリント配線板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）
- ・ガラスくず、コンクリートくず*（工作物の断塊、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（原プリント管、炭石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）

（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年6月13日

更新許可

平成26年3月6日

許可証再交付 以下余白

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(備考)

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

	所在地	面積	種類	保管上限	積み上げ高さ
1	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	燃え殻	0.5㎡	屋内保管 0.9m
2	呉市広多賀谷三丁目 3番221	5.8㎡	汚泥	3.0㎡	屋内保管 0.9m
3	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	廃油	0.5㎡	屋内保管 0.9m
4	呉市広多賀谷三丁目 3番221	8.2㎡	廃プラスチック類	4.5㎡	屋内保管 0.9m
5	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	紙くず	0.5㎡	屋内保管 0.9m
6	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	木くず	0.5㎡	屋内保管 0.9m
7	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	繊維くず	0.5㎡	屋内保管 0.9m
8	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	ゴムくず	0.25㎡	屋内保管 0.9m
9	呉市広多賀谷三丁目 3番221	5.8㎡	金属くず	3.0㎡	屋内保管 0.9m
10	呉市広多賀谷三丁目 3番221	7.8㎡	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.5㎡	屋内保管 0.9m
11	呉市広多賀谷三丁目 3番221	4.6㎡	鉱さい	1.0㎡	屋内保管 0.9m
12	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	がれき類	0.5㎡	屋内保管 0.9m
13	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	ばいじん	0.5㎡	屋内保管 0.9m
14	呉市広多賀谷三丁目 3番221	1.9㎡	石綿含有産業廃棄物	0.5㎡	屋内保管 0.9m